



楽町会館の児童クラブを視察しました

改善を行わず地方交付税の充実を求める陳情は、賛成多数で採択すべきものと決定。

○陳情第3号

国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のため地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情は、賛成少数で不採択すべきものと決定。

議案第32号 湯沢町常勤特別職の職員に対する給与条例の一部を改正する条例の制定についての討論

否決

反対討論

佐藤守正

私は、町長以下三役が自らの給与をまず引き下げて、職員の財政引き締めへの意識を高めようと率先垂範すること自体に反対するのではない。町長のその意気込みは買いたいと思う。

しかしその引き下げが、なぜ、17カ月だけの臨時的措置なのか、なぜ、間もなく固まる財政再建計画の中に位置づけた恒久的な措置としないのか、という疑問がある。

思いつきのように、財政再建計画と関係なく引き下げ案を提出するのではなく、まず特別職の報酬額をどうするかも含めた財政再建全体計画がきちんと立てられ、

その中で単に17カ月間の臨時的な措置でなく、財政再建が達成されるまでの恒久的な措置として、それは決められなければならないものである。

議員歳費の再検討も当然のこととして、その中で行われなければならない。そのような引き下げ案として再度提案するよう要請して、今回の提案には反対するものである。

他 田村計久  
高橋博幸

賛成討論

田村正幸

所得が下がるということはある。だからこそ、今回の給与の減額上程を重く受

け止めなければならない。行政財政改革を進めるなかで全体像はまだ見えていない。しかし、気づいたところから行動し、範を示すべきと考える。改革を成功するためには、町民の意向や理解が必要です。老人保健会計への繰入れで、町民所得が10%減じているとの説明があつた。自分で商売をしていると、とてもそんなものではないと思う。ロープウェイ事業所の健全化に向けて、借地料50%の減額をお願いしている。自らが痛みを伴わないで町民の理解は得られない。税収が60億から48億に減少している。健全財政を進めるためには、行政、議会町民が一体となつて協力して取り組まなければならない。以上のことから、条例の制定に賛成いたします。

賛成討論

柿崎直治

今回の給与条例改正案は常勤特別職である町長、助役、収入役の給与月額からそれぞれ町長が10%、同助役が5%、収入役が4%を平成16年7月1日から平成17年11月30日まで自主的に削減するという給与削減に関する条例改正案であります。

国の三位一体の行財政改革推進が進んでいる中で地方自治体の置かれている財政事情はいずれも逼迫しており、財政再建への一環として人件費等の削減が積極的に行われているのが現実であります。この事からして今回の町長以下三役の自主的給与削減案はむしろ遅かれしの間があるところでありますが、自立の道を選択した湯沢町の財政健全化への一つの取り組みとして大いに評価できるものであり、賛成の意を表しての討論といたします。